

都市活力再生・推進調査特別委員会の設置について

- 1 本議会に、都市活力再生・推進調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。
- 2 特別委員会は、10人の委員をもって構成する。
- 3 特別委員会は、次に掲げる事件について調査を行う。
 - (1) 岩国錦帯橋空港、JR岩国駅、JR南岩国駅などをそれぞれ軸とした都市拠点における都市活力の再生・推進に関すること。
 - (2) その他岩国市における都市活力再生・推進に関することのうち、特別委員会が必要と認めるもの
- 4 特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査を行うものとする。

提 案 理 由

都市拠点における都市活力の再生・推進に関する諸問題を調査するため、都市活力再生・推進調査特別委員会の設置を提案するものである。